

生涯学習 のじり 生涯学習講座

かんたんケーキ作り講座
日程(全4回)
5月〜8月(月1回)
9時30分〜12時
講師:大角安子氏
費用
(受講料) 500円
(材料費)
※4回で2,500円
押し花アート講座(初級)
日程(全4回)
6月〜7月(月2回)
10時〜11時30分
講師:小野麗子氏
費用
(受講料) 500円
(教材4回で2,500円)
※6点の小物を作成します。
腰痛・膝痛予防運動
&正しい歩き方教室
日程(全8回)
5月〜9月
13時30分〜15時
講師:木切倉良昭氏
費用(受講料)
1,000円
共通事項
対象(各講座定員15名)
市内在住の方

開催場所 野尻庁舎、葉草地域作物センター、または保健福祉センター

勤労青少年ホーム講座
エアロビクス講座(定員15名)
日程(全8回)
5月18日〜7月6日
毎週水曜 20時〜21時
費用(受講料)
1,000円
小物づくり講座(コサージュ他)(定員10名)
日程(全4回)
5月17日〜6月7日
毎週火曜 19時〜20時30分
費用(受講料・材料費)
2,500円
共通事項
対象
市内に在住または勤務しているおむね40歳までの方



新規受講 介護予防推進員

市では、介護予防を必要とする人たちのお手伝いをする「介護予防推進員」を養成しています。介護予防の知識や方法などを学び、地域で介護予防を推進する活動に参加してみませんか。
対象:小林市内に在住の方
応募資格
2日間の受講に参加可能で、受講後に介護予防教室に参加でき、会場までご自身で行ける方
活動内容
介護予防教室等への協力

と、介護予防普及啓発

日程(全2回)
4月28日(木曜日)
9時30分〜12時
5月13日(金曜日)
9時〜11時30分
開催場所・講義内容
1日目:小林市地域包括支援センター大会議室(市役所第4別館)
介護予防の意義や知識、小林市の介護予防の取り組みについて
2日目:小林市市民体育館
介護予防教室への参加
申込方法
電話またはファックス
申込締切:4月26日(火曜日)
申・問
小林市地域包括支援センター
Tel:25・0707
FAX:25・0708

目的 相互理解や交流を深め、国際性を養う。

内容
ホームステイ・ボランティア・文化交流・学校体験など
派遣先
米国・英国・豪州・カナダ・シンガポール・サイパン・カンボジア・フィジー
日程(8日〜18日間)
7月23日(土)
8月14日(日)
対象:小3〜高3
説明会
5月15日(日曜)
13時30分〜15時
福岡県福岡市博多区博多駅前4・14・1
深見ビル地下B会議室
Tel:092・411・4860
参加費
23〜54万円(共通経費は別途)
申込締切(事業により異なる)
6月3日(金曜)
および13日(月曜)
申・問・資料請求
文部科学省所管
(財)国際青少年研修協会
Tel:03・6459・4661
〒108・0073
東京都港区三田5・7・8・921 担当 山村

生活

大浦株(都城大丸)が発行元の商品券の還付手続き

大浦株式会社(都城大丸)が発行した商品券の保有者に対して、九州財務局において、資金決裁に関する法律に基づき以下のとおり、発行保証金の還付手続きを行います。
申出期限
平成23年6月6日(月曜)
申出方法
郵便での申出を希望される場合
宛先
〒860・8585
熊本市春日2丁目10番1号
熊本地方合同庁舎
必要書類
1、申出書
※九州財務局ホームページからダウンロードまたは市民課人権協働グループ窓口
2、大浦株式会社(都城大丸)が発行元の商品券
(商品券、お買い物クーポン券、プレミアムお買い物物券、全国百貨店共通商品券)
3、返信用封筒(80円切手を貼付し、返信先を明記)

九州財務局宮崎財務事務所

理財課での直接申出を希望される場合
場所
宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎
受付時間
9時〜12時、13時〜17時(土日曜日及び祝日を除く)
必要書類
1、大浦株式会社(都城大丸)が発行元の商品券
2、印鑑(朱肉を使用するもの、シャチハタ不可)
3、申出書は、その場で直接記入します。
なお、商品券保有者以外の人が申し出をする場合は、委任状が必要
都城市の現地受付場所での申出を希望される場合
日時
4月19日(火曜)
4月26日(火曜)
(土日曜日含む)
場所
都城市総合文化ホール(都城市北原町1106番地100)
必要書類
1、大浦株式会社(都城大丸)が発行元の商品券

協働

元気なまちづくり 支援補助
協働のまちづくり
市民活動団体のまちづくり活動を支援し、協働のまちづくりを進めるため、活動に

九州電力より 新燃岳の噴火で被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置

新燃岳の影響により、被災した方から申し出があった場合に特別措置を講ずることとなりました。
特別措置の内容
1、2、3月分の早期期間および支払期限を1ヵ月間延長
被災日が属する料金計算月の6ヵ月に限り、電機を全く使用されなかった月の電気料金を免除
臨時に電気を使用する場合、工事費を7月末まで免除
一時不使用になった設備の基本料金を7月末まで免除
※その他措置がありますので詳しくは問い合わせください。
申・問
九州電力都城営業所
Tel:0120・986・705

協働

総合政策課
〒86・8501
小林市細野300番地
Tel:23・0456
FAX:25・1037
メール
k.kikaku@city.kobayashi.lg.jp

